バナー広告掲載契約書

１ 広告掲載期間　2020年⚫月⚫日から2021年⚫月⚫日(○ヶ月)

２ 広告掲載料金 ¥〇〇,000円(税別)

上記バナー広告掲載について、株式会社⚫⚫(以下、「甲」という。)と〇〇株式会社(以下、「乙」という。)とは、本日、以下の通り、バナー広告掲載契約(以下、「本契約」という。)を締結した。

第１条(目的)

甲は、甲が運営するメディア『✕✕(https://www.✕✕.com/)』(以下、「運営メディア」という。)にバ

ナー広告を掲載し、そこから乙の希望するホームページ等にリンクできるようにし、乙はそのサービス

の対価として広告掲載料を支払うものとする。

第２条(仕様)

バナー広告の仕様及びバナー広告の掲載位置については、甲が定めるものとする。

第３条(広告掲載料の支払い)

乙は、所定の広告掲載料について、甲が指定する方法・回数に従い、甲指定の口座に支払うものとする。

第４条(延滞金)

乙が指定の期日までに広告掲載料を支払わないときは、乙は、甲に支払い期限の翌日から支払いを完了した日までの日数に応じ年10%の割合で計算した遅延利息を支払わなければならない。この場合において、潤年についても年365日で計算するものとする。

第５条(変更の指示)

甲は、掲載中のバナー広告のリンク先のWebサイトの内容が公序良俗に反し適当でないと認めるときは、乙に対しそのページ内容の変更ないしはバナー広告に設置するリンクの変更を求めるものとし、乙はこれに従わなければならない。

第６条(広告取扱事業者の責任)

乙は、広告の内容等を含め掲載された広告およびリンク先のWebサイトの内容に起因して発生した事象に関する一切の責任を負うものとする。

２　乙は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に係わる財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを甲に対して保証するものとする。

第７条(契約の解除)

甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、事前の催告を経ることなく広告掲載を一時停止し、又は契約を解除することができる。

（１）乙が第５条の甲の指示に従わないとき。

（２）乙が指定する期日までに広告掲載料を納付しないとき。

（３）乙が社会的信用を著しく失墜するような行為をしたとき。

（４）乙の倒産、破産等により広告を掲載する必要がなくなったとき。

（５）その他、本契約を継続しがたいと認められる相当の事由があるとき

第８条（広告掲載料の返還）

甲は、運営メディアの公開をサーバーメンテナンスなどの理由により一時停止したときは、当該日数分に相当する広告掲載料を乙に返還する。ただし、停止日数の累計が3日以内の場合又は天災、事変その他非常事態が発生したことによる停止の場合は、返還しない。

２　前項の場合において、日割りによって返還する金額は、当該月の日数による日割り計算とし、円未満の端数は切り捨てる。

３　返還する広告掲載料には、利息は付さない。

第９条(譲渡等の禁止）

甲及び乙は、本契約によって生じた権利又は義務を第三者に譲渡又は承継させてはならない。但し、書

面により相手方の承諾を得たときは、この限りではない。

第１０条(秘密保持)

甲及び乙は、本契約上知りえた相手方の秘密を漏らしてはならない。本契約が終了した後も同様とする。

第１１条(反社会的勢力の排除)

甲及び乙は、相手方に対し、本契約締結時において、自ら、その代表者、役員又は実質的に経営を支配

する者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反

社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

２　甲及び乙は、相手方が前項の表明及び確約に違反していることが判明した場合、催告をすることなく、かつ相手方に対して何等の責任を負うことなく本契約を解除できるものとする。

第１２条(準拠法及び管轄裁判所)

本契約は日本法に準拠し、これに従って解釈される。

２　本契約に基づき又は本契約に関して生ずる全ての紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第１３条(協議)

本契約に関する疑義及び本契約に定めのない事項は、甲及び乙の間で協議のうえ、誠意をもってこれを

解決するものとする。

以上、本契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲及び乙が各々記名押印のうえ、各自1通を保管する。または電子契約を用いる場合にはオンライン上で保管する事で成立が証明される事とする。

2020年○月○日

甲: 東京都○○区・・・0-0-0　✕✕ビル3階

　 株式会社○○

　 代表取締役　○○　○○

乙:　東京都〇〇区〇〇0-0-0 〇〇ビル

⚫⚫株式会社

代表取締役 ⚫⚫　⚫